

令和6年度鶴岡市温海地域家族まるごと移住体験事業業務委託仕様書

1 業務の名称

令和6年度鶴岡市温海地域家族まるごと移住体験事業業務委託

2 趣旨・目的

本事業では、温海地域内保育園での一時預かり保育を伴うワーケーションプログラムを行う。事業を通じて、自然豊かな地域での教育に関心の高い家族層に、鶴岡市および温海地域を知っていただき、地域で推進している「自然に親しむ保育」や「子育て世代に選ばれる教育環境」を体験いただくことで、子育て世代の関係人口を創出するとともに、地域外で多様に生活を営む人々との交流を通じて地域を活性化することを目的とする。

3 業務実施場所

鶴岡市温海地域内

受入保育園…鼠ヶ関保育園（山形県鶴岡市鼠ヶ関字横路 806）

利用宿舎…温海地域内の宿泊施設を利用

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月7日（金）まで

なお、事業利用者の受け入れ期間は令和7年2月28日（金）までとし、残りの期間は完了報告の提出期間とする。

5 業務内容

温海地域内の鼠ヶ関保育園及び宿泊施設を活用し、事業マネジメント、利用者の募集、関係者間の調整など、一時預かり保育を伴うワーケーションプログラムの提供に際しての包括的な業務を行う。

なお、事業の実施に際しては、以下の2点を必要条件とする。

【事業ターゲット層】

主に「自然豊かな地域での教育に関心の高い20代～40代の子育て世代」として設定し、当該層に周知できる形で利用者を募集すること。

【スケジュール】

海に面した温海地域の地域性をより発揮できる夏季期間（7月下旬～8月）の利用者受入が出来るようにスケジュールを設定し、6月下旬までには利用者の募集を開始出来る体制を整備すること。

本事業について想定している主な業務は次のとおり。

1. 事業マネジメント	本事業全体の枠組み・進行スケジュールを策定し、進捗管理を行う。
2. 利用者の募集・問合せ対応	HP・SNS・会員サイトなどを活用し、本事業のターゲット層に対応した事業周知を行い、利用者を募集する。さらに、利用希望者からの問合せ及び応募時の対応を行う。
3. 関係者間の調整	保育園、宿泊施設、行政等との調整を行い、滞在プランや受け入れ可否を適切に管理する。
4. 利用者対応	利用者からの申し込み、プログラムに関わる相談、支払い等の業務を、市を介さずに、ワンストップで対応可能な窓口を設定する。

5. 滞在後の対応	滞在後の利用者アンケートや、体験談の作成等を行い、利用者の増加につなげる。
-----------	---------------------------------------

6 本業務における市の役割

本業務において、市は地域情報の提供及び必要に応じて地元住民等との交流の場の設定を行う。利用者受入期間中の関係者間の調整は受注者が主として行うが、市の仲介がやむを得ず必要となる場合、市は受注者と連携して対応する。

7 実績目標

利用者組数 10組 もしくは 180人泊とする。

実績数については目標スケジュールを設定して、毎月の定例ミーティングで状況を報告すること。

また、進捗状況により、実績数が伸びないと判断される場合は、必ず対応策を検討・実施し、その内容等について定例ミーティングにて報告すること。

【人泊数について】

人泊数＝宿泊数×宿泊者数として算出する。

実績目標の想定として3人家族10組×1週間の滞在（6泊7日）＝180人泊として設定しているが、2週間の滞在など、より長い期間地域の暮らし体験を行っていただける場合は、その宿泊数をベースに実績として積算することも可能とする。

8 実績報告

- (1) 毎月1回市及び関係者を含めた定例ミーティングを行い、事業の進捗状況、方向性、利用者対応の状況等、業務について情報を共有すること。
- (2) 関係者間での情報共有、意思決定が必要となった場合は、適宜ミーティングを設定すること。
- (3) 受入期間の終了後、市と協議した様式により速やかに実績報告書を作成し、提出すること。なお、実績報告書の権利については市に帰属する。

9. 業務の実施について

- (1) 本業務は本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受注者は業務の実施にあたっては関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受注者は業務の実施にあたっては発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受注者は業務の進捗について、発注者と綿密な協議を行いながら進めること。
- (5) 受注者は本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受注者は本委託業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ発注者に書面により報告し、発注者の承認を得ること。
- (8) 受注者は、本業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシーまたは肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (9) 受注者は、別記個人情報取扱特記事項に従い、本業務を通じて知り得た個人情報や業務上の秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損及び盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項や、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

10. 支払い方法

委託料の支払いは、業務完了認定後、約款に基づく請求により支払うものとする。